

議 員 全 員 協 議 会

日 時	令和 8 年 5 月 18 日（月） 閉会中	8時55分 開会 11時00分 閉会
場 所	相良庁舎 4 階 大会議室	
出席議員	議長 16 番 原口康之 副議長 15 番 谷口恵世	
	1 番 中山尚大	2 番 篠崎朗子 3 番 荻田信行
	4 番 畑 政之	5 番 出縄耀戸 6 番 菅沼保弘
	7 番 鈴木長馬	8 番 石山和生 9 番 絹村智昭
	10 番 名波和昌	11 番 加藤 彰 12 番 木村正利
	13 番 松下定弘	14 番 濱崎一輝
欠席議員		
事 務 局	局長 榛葉清澄 次長 萩原美保 総括主幹 原口 亨 書記 増田奈菜子	
説 明 員	市長、副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、福祉こども部長 市民生活部長、お茶特産課長、農林水産課長、企画政策課長	
傍 聴		

署名 議長

開会の宣告

○議長（原口康之君）

それでは、定刻前ですが、議員全員協議会を始めたいと思います。

2 市長報告

○議長（原口康之君）

最初に市長報告からお願いします。

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

おはようございます。今日は私のほうからは4件ほどの報告事項がございますので、資料に沿って報告をいたします。

まず1点目です。リニア中央新幹線静岡工区の状況についてということであります。

令和8年4月29日に静岡県庁において、大井川利水関係協議会及び関係市町長等連絡会議が開催されました。

大井川流域8市2町と利水団体で構成する大井川利水関係協議会では、県境付近から高速長尺先進ボーリングなどが議題となりました。

現在、先進坑が県境から山梨県側61メートルの時点で停止し、湧水量は、最大でも管理値、1メートル当たり 0.01m^3 /秒の約5%にとどまっております。

今後は先進坑の先端から静岡県側にコアの採取及び湧水圧試験を実施し、県境付近の地下水の流動の推定と透水係数の把握が行われます。

これが、今現在の先進坑の位置、ここが静岡県と山梨県の県境になります。ここから、県境から今61メートルの地点で先進坑が止まっているという状況です。

これから何をやるかという、今まで、この高速長尺先進ボーリングを行っているんですが、ここが県境から10メートルの地点で止まっていると。それ以上入らない、穴詰まりといいますかね、進めないで止まっているという状況です。

今後、今止まっているところから高速長尺先進ボーリングを静岡県側に行います。これで土質を調べる、湧水量等を調べる。それから高速長尺先進ボーリングはコアボーリングといって、コア、穴、切っていくんですけど、丸く筒状に。そのコアが高速長尺先進ボーリングでは取れないので、今止まっているところからコア採取と湧水圧測定を行うためのロータリーマシンによるダブルコアチューブにて削孔を行って、コアを採取します。

目的は、この二つということで、県境付近の地下水の流動の推定、それから県境付近の断層における透水係数の把握の参考ということで、透水係数も測ると。ここが、いわゆる、ここから300メートルの地点が断層帯というふうに予測をされています。

西側からは、長野県側からは東俣から、地上から実施したボーリングが、この付近まで行われている。ですから、ここまで行けば、もっと地上から斜めボーリングを行ったところまでの区間の地質等が、あるいは湧水量等が分かるということになります。

そして、この高速長尺先進ボーリングは、ここですね、今度は県境付近からの高速長尺

先進ボーリング、静岡県内の断層を調査、位置とか幅ですね。高速長尺先進ボーリングで得られるデータを踏まえて、必要な場合に先進坑を近づけてからコアボーリング及び湧水圧試験を実施するというので、先ほど言ったように高速長尺先進ボーリングで、さっきの一覧表を見てもらうとできることがあるんですけど、水量であるとか土質の状態とかというのは分かるんですけど、コアが取れないんですね。湧水圧とかの試験もできない。

ですので、高速長尺先進ボーリングを行いながら、湧水量が多かったり、あるいは土質の変化が見られたりというところまで行って、問題ないところまでは、この先進坑を掘っていく。掘って行って、さらにそこでもう一回、高速長尺先進ボーリングを入れて、湧水量が多いとか、土質が変わったところで、このコアボーリングを逐一やっていくというのが順番なんですね。

そういう中で、何らかの問題があったときには工事を止めると。あるいは先に防水といいますか、いわゆる防水工事をやって、モルタル注入等をやって、湧水量を止めて先進坑を掘るというようなことになります。

この29日の会議、私からは、J R 東海の当初の説明では、高速長尺先進ボーリングにより県境付近の断層帯まで山梨県側から調査ができて、透水係数も計測できるとの話であったため、工事着工前に県境付近の断層帯の調査が完了して、水収支解析を検証した上で工事に着手すると思っていたのですが、調査が完了しない中で工事着手しても問題がないかという説明を求めました。

これはどういうことかということ、もともとJ R 東海は、この高速長尺先進ボーリング、1,000メートルでも1,200メートルでもできますよと言ったんですね。ところが、今までやって最高500メートル。結局、高速長尺先進ボーリングって、土質によって垂れてくるんですね。頭が垂れてきたり、あるいは土質が悪くて穴詰まりを起こしちゃって崩れてきちゃうんですね。高速長尺先進、ボーリングが回らない。マシンがかんじやって動かないというような状態が続いているんですね。なので、これ以上できないということなんですね。できると言ったけどできない。それから、水収支解析も高速長尺先進ボーリングでできると言っていたんだけど、それもできないということと、あと、この後、僕も説明するけど、県の専門部会の先生方も、高速長尺先進ボーリングで得られるデータというのは限界があると。なのでコアボーリングをやれと。コアボーリングをやるためには、やっぱり、コアボーリングは100メートルも200メートルもできないんですね。なので、近づいてからやらないといけないので、先進坑を掘りつつコアボーリングをやれというのが、県の専門部会の先生方のご意見。それに従って、J R 東海はそうしますということなんですけど、次の段落へ行きます。

J R 東海からは、今後の工事計画の説明がされた上で、実施時期でありますとか方法についての誤解が生じたのは、今、私が言ったような、僕は誤解じゃないと思っているんだけど、聞いたことなので、なんだけど、誤解が生じたのは専門部会資料の記載に行き届かない点があったことが原因で反省をしていますと。今後、実施する説明会で、地域の皆様に丁寧に説明してまいりますということの回答がありました。

また、私、事前にこの質問を投げてあったものですから、県の専門部会の森下部会長にも、本当は僕、出席してほしいという依頼をしたんですが、都合がつかないということでコメントをいただきました。

J R 東海からの当初の説明に対して、県専門部会から、高速長尺先進ボーリングだけでなく、コアボーリングの実施を意見した、森下部会長が。J R 東海にコアもやれということで意見をしました。これによって J R 東海は、着工後に先進坑を進めて、断層に近づいた段階でコアボーリングを実施する、いわゆる県境を越えてからコアをやらないとできないですね。

なので、工事許可をいただいてから先進坑を掘りながら高速長尺先進ボーリング、あるいはコアボーリングを必要に応じてやっていくと、こういうことなんです。

J R 東海が示したリスク管理フローチャートでは、想定外の事象が発生した場合には掘削を一時停止することなどが盛り込まれておりまして、フローチャートが適切に実行されれば、中下流域の水資源へ影響する可能性は小さいと判断し、対話を完了したというコメントをいただきました。

これがフローチャートなんです。ちょっと細かくてあれなんですけど、ここに、右横に書いてあるんですが、地質構造・水資源専門部会において、高速長尺先進ボーリングで断層帯の状況を確認し、その後、先進坑を進め、特に湧水が多い箇所ではコアボーリング等で透水係数を確認することを前提としたリスク管理のフローチャートを左図のとおり説明をしています。

これが専門部会で検討されたと。多くのトンネル、湧水が想定される範囲では、先進坑が近づいた時点でトンネル掘削工事を一時中断、さっき僕が言った、一時中断して、そこで薬液注入、プレグラウトというんですが、行って、トンネル湧水の低減を図った上で先進坑を掘削するということですね。

ボーリングの結果から、湧水量が特に多いと想定される区間の先進坑の掘削は、渇水期をできるだけ避けて行うように調整しますということで、冬場とかの渇水期を避けて工事をやりますよということです。

静岡県内の状況につきましては、工事着工の前後にかかわらず、J R 東海が高速長尺先進ボーリングを実施した上で、湧水が多い箇所などではコアボーリングを実施して透水係数を管理し、説明したところですね。必要に応じて水収支解析をやり直して検証することがリスク管理のフローチャートで示され、それを県専門部会が科学的、工学的に審査して認めたとのことでありました。

この回答を受けまして、本日説明した内容について、流域住民にも丁寧な説明をしてくれということで、私のほうから申入れをしました。

なお、その後、生物多様性などで主体となる静岡市長が合流して、関係市町長等連絡会議が開催されまして、28項目の対話の経緯と結果についても説明を受けたということでもあります。

2 番目として、地域住民への説明、私、丁寧な説明をというお願いをしました。

令和 8 年 5 月 26 日から 6 月 20 日にかけて、J R 東海によるオープンハウス形式での説明会が流域 8 市 2 町で開催されます。

牧之原市、当市においては、6 月 11 日木曜日、12 日金曜日の二日間、相良総合センターい〜らを会場に開催されまして、28 項目の対話の結果などを J R 東海から直接説明を聞くことができますので、市議会議員の皆様にも、ぜひ、ご参加をいただきたいというふうに思います。

ちょっと飛ばしたところではありますが、工事の順番を説明します。

まず、今、ここで61メートルのところで先進坑は止まっています。これからどういう段取りで工事をやっていくかというと、先にこの先進坑をどんどんやっていっちゃうと、水を返せないですね。物理的に返せる状況になっていない。なので、この先進坑を掘るのは、まず、このヤード、ここの樫島、千石、それからここの西俣のヤードを先に造成をします。その後、この工事用道路、この破線、工事用道路を造ってヤードを造る。これを、まずやります。

それから、今度は樫島から導水路トンネルを掘っていきます。それから、千石の斜坑をここへ入れていく。西俣からも斜坑を入れる。斜坑を入れて、今度はどうしていくかというと、この次は、この斜坑から、ここはいわゆる先進坑本体を中でやる。ここの抜けちゃうところについては置いておくということです。

その中で、この斜坑を造る、それから導水路トンネルを造る、これによって、ここでレベルになるのかな、ここでレベルになるんですね。レベルというか勾配をつけて、導水路トンネルに、この頂点からこの間については自然勾配で導水路トンネルへ引っ張って流せるんですね、トンネルを掘った湧水を。

その流れ、いわゆる、この導水路トンネルで自然流下で取れない部分、ここの部分ですね。ここの部分については、この斜坑を使ってポンプアップ、先進坑を使ってポンプアップをして、ここの導水路トンネルまでポンプアップで上げていく、で、戻す。

結局、ここの水戻しができる状態になってから、今度は次の段階で、この区間の先進坑掘削区間は、トンネル湧水を静岡県側にポンプアップすることができないため、田代ダムの取水抑制を実施。

これから掘っていくときに水が抜けちゃいます。その抜けた水に関しては、田代ダムで毎秒4.95トンか、その取水を抑制して大井川本線に水を返すということをやると。

その後、このつながった段階で先進坑貫通後は、静岡県側にポンプアップを実施して、導水路トンネルで流せるようになる。そこで初めてつながって、その後、ここの部分の先進坑本坑を掘るという順番だということでもあります。

この間、必要に応じてコアボーリングをやっていくということですね。

これが、先進坑と本坑の区間量が、これで全部、全体がつながると。

先ほど言ったように、ここの尾根からこの区間の水というのは、自然流下で樫島へ流す。この県境から自然流下で取れない分については、先進坑を使って水をここまで上げて戻すと、こういう段取りだということでもあります。

また、もし分からない点があったらご質問いただければと思いますが、こういった形の工事を行うということでもあります。

ですので、いわゆる県内の先進坑については、高速長尺先進ボーリングでおおむねの土質とか湧水量、これが確認できた上で先進坑を掘るということですね。

先ほど言ったように、そこで問題があればコアボーリングをやっていくと、逐一ね。ということで、その都度、対策を講じながらやっていくということでもあります。

これ、ちょっと細かいのであれですけど、先ほど説明したように、このフローに従ってやっていけば、森下部会長が言っている、中下流域への水資源へ影響する可能性については小さいと判断したと、こういうことでもあります。

この件については以上であります。

続きまして、一番茶の状況であります。

まず、今年の一番茶でございますが、例年より数日遅く、4月30日頃から5月中旬にかけて本格的な摘採最盛期となりました。

また、今年から市内での碾茶工場が稼働し始めているために、碾茶用の生葉については5月に入り早生品種が始まりまして、5月15日から20日頃にかけて、やぶきたの摘採が行われたということであります。

荒茶につきましては、海外を中心とした抹茶需要の増加によりまして、茶価高騰の影響を受けまして、煎茶の単価は昨年度より2倍以上の2,300円程度で推移をしているということであります。昨年等は3桁、1,000円を割るというような状況でありましたけれども、今年の一番茶は2,000円を下ることはないという状況であったということであります。

碾茶については昨年度の3倍となる1万円以上で推移をしているというふうに聞いています。

近年、類を見ない茶価を記録している反面、重油等の資材価格の高騰によりまして、茶価と比例するほどの収入というか、収益ですよ、つながっていないという声でありますとか、低価格帯のお茶の仕上げに苦慮する茶商もある。いわゆるスーパー等での安いお茶ですよ、そういったものが作れないという声が出ているということでもあります。

なお、摘採量につきましては、5月の天候が安定していたということで、生育も順調で相まって、昨年度より1割程度の増産、収量が多かったということで聞いております。ですので、農家の収入としては倍以上あったのではないかなというふうに想定をされます。

また、契約の荒茶につきましては、5月17日頃まで摘採が行われておりまして、安定した価格帯での取引が続くことから、茶価の変動にかかわらず、安定し、見通しの持てる取引が続けられているというふうに聞いております。

昨年は、全国茶品評会の深蒸し茶の部におきまして産地賞を受賞し、「味と品質日本一」を証明する結果となりました。

引き続き、高品質な深蒸し茶の販売促進、企業との契約栽培による安定需要の確保、有機栽培での碾茶抹茶の輸出の三本柱を基本として、生産者の意向に沿った必要な支援を進めてまいる考えであります。

一方で、茶園に設置されている防霜ファンではありますが、現時点で市が把握しているだけでも、直近1年間で1,000万円を超える電線の盗難被害が生じているという現状がございます。

保険では賄い切れない多額の修理費用が生じる中、修理しても再度盗難されるというようなケースもあって、防霜ファンの今後の使用に関わる深刻な問題となっております。

巧妙な手口で電線を盗まれているという状況です。

盗難被害の状況を農業者に周知するとともに、警察にもパトロールの強化を要望するなど、被害防止に努めてまいります。

ということで、よく観察をしているというか、お茶を刈ったのを確認した上で、その後しばらく来ないものだから、発覚しないですよ。なので、摘採が終わったところを見計らって切って持っていつちゃうというのが現状のようですね。もう一回、張り直しても、またそれを持っていつちゃうということで、いちごっこみたいな状況になっていて、本

当に農家の皆さんは、防霜ファンやめようかみたいなところまで来ているというのが現状だというふうに伺っております。

それから次ですが、世界規模・全国規模のサーフィン大会の開催についてということでございます。

5月から6月にかけて、静波サーフスタジアムを会場に、世界規模・全国規模のサーフィン大会が開催されますので、お知らせをさせていただきます。

5月29日金曜日から31日日曜日には、日本最大規模のパラサーフィンの国際大会 J A P A N O P E N が開催されます。

ワールドツアーで優勝いたしました日本代表の伊藤建史郎選手をはじめとする世界のトップパラサーファーたちが技術等を競い合う、国内最高峰のパラサーフィン大会でありまして、当施設において5回目の開催となります。

このパラサーフィンですが、オーストラリアのマーク・モノ選手という方がいるんですが、たしか片足が、腿からないんですが、この選手は座ってやるんですけど、チューブの中に入ってそこから抜けると高難度の技を完璧にこなして、去年もおとしも10点満点を出しているんですね。すごいですよ。ですので、ぜひ、このマーク・モノ選手は、僕は見てほしいなと思うんですけど、すばらしい選手ですので、ご覧をいただきたいと思います。

それから、6月6日土曜日には、障害者が気軽にサーフィンを楽しめる体験会パラサーフィンフェスタが行われます。勝間田区出身で、パラクライミング世界選手権大会に出場した加藤あすみさんや、同じく勝間田区出身でミラノ・コルティナ2026パラリンピック冬季大会で7位に入賞した坂下恵里さんも参加をする予定であります。

坂下さんは今後、スノーボードとサーフィンの二刀流に挑戦したいというようなことも言っていますので、同じ横乗り系ですので、これからも牧之原市としても応援させていただきたいというふうに思っております。

当イベントを通しまして障害のある方にも安全にサーフィンを行える環境を発信させていただきまして、パラサーフィンの振興や利用促進を進めていきたいというふうに考えております。

そして6月14日日曜日ですが、全国の医師や看護師などの医療従事者を対象とした第3回徳洲会カップサーフィン大会が開催されます。

徳洲会の東上理事長や、榛原総合病院の森田院長をはじめ、県内外から120人を超える医療従事者が参加されますので、当市の良好なサーフィン環境を広く発信する機会としてまいります。

また、当大会は徳洲会による地域感謝イベントも兼ねておりまして、初心者向けのサーフィン無料体験でありますとかステージイベント、特産品の販売、医療講演などが予定されております。これに加えて、昨年、大好評でありました徳洲会体操クラブによる体操教室も実施をされます。

今後も、国内唯一の大規模人工造波施設である静波サーフスタジアムと、自然波の海岸を併せ持つ当市のサーフィン環境の魅力を活かして、多くの人を呼び込んでいきたいというふうに考えています。

昨年も、徳洲会の体操クラブの皆さんがお見えでございまして、メダリストも来ました。まだ、今回誰が来ると出ていませんが、恐らく、昨日、岡選手がNHK杯で優勝しました。

けど、もしかしたら岡選手も来るかもしれないということで楽しみにしていただきたいと思いますし、恐らく精鋭の何人か来るというふうに思いますので、子供たちと共に体操教室なんかもやるということです、一日楽しめるイベントですので、ぜひ、お越しをいただきたいと思いますというふうに思います。

4点目、最後になりますが、史料館の特別展示「かたじけ茄子！田沼意次」展についてありますが、史料館の2階におきまして、4月25日土曜日から6月7日日曜日まで「かたじけ茄子！田沼意次」展を開催しております。中日新聞で先週大きく取り上げていただきました。

本展示は、昨年大河ドラマ「べらぼう～蔦重栄華乃夢噺～」を契機といたしました田沼意次侯への興味・関心の高まりや、市民有志によるクラウドファンディング「田沼家ゆかりの名刀お国帰りプロジェクト」の成果を象徴する節目の展示会となっております。

主な展示品といたしましては、クラウドファンディングの支援金で購入いたしました田沼家ゆかりの名刀で、一般投票により号が決定した「七曜霊光正清（しちようれいこうまさきよ）」や大河ドラマで渡辺謙さん、宮沢氷魚さんが着用した田沼父子の衣装となっております。

また、NHKより無償譲渡されました大河ドラマべらぼうの小道具12点も展示をしております、ドラマの中で重要なキーアイテムとなった徳川家基の殺害に使われた指部分にシミがある手袋でありますとか相良胤、壁一面に貼られた田沼政治を悪く書いた貼り紙は、今回初めての展示となりますので、ぜひ、多くの皆さんにご覧いただきたいと思いますというふうに思います。

9月には、これらの展示に加えまして、4月12日に観光文化交流協定を締結いたしました松平定信ゆかりの地、白河市と連携をいたしまして、企画展示のリニューアルも予定しております。

こうした取組によりまして、大河ドラマべらぼうのレガシーを継承し、郷土愛の醸成でありますとか地域の活性化につなげるとともに、史料館を拠点とした史跡でありますとか、文化財の周遊促進による関係人口、交流人口の確保に結びつけてまいります。

以上4点、私のほうからの報告であります。

○議長（原口康之君）

市長報告は終わりました。ただいまの市長報告に対する質疑等、ありましたらお願いします。

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

1点目、リニアについてなんですけれども、市長の見解とJR東海さんの認識が違うということは調べて分かっていたので、確認していただいて本当によかったと思うんですけれども、今後、進捗ですとか、その都度何か問題があった際に、JR東海さんからどのような形で説明をしていただけるのか。あと、もしくは、こちらからどのようにアプローチしていくのかというところを教えてくださいたいと思います。

○議長（原口康之君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

様々な課題といいますか、状況の、例えば先進坑を掘って行って、今までとはちょっと水が多く出てきたとかというようなときには、必ず、モニタリング会議というのが設置をされます。

15日かな、矢野座長がおりますけれども、矢野座長は、ずっとこれが終わるまで、いわゆるモニタリング会議は行くと。それから新しい会議体も、協議体もつくるということですので、そちらにＪＲ東海のほうから連絡が行きます。

先ほどのフローチャートに沿って、この段階なのでこういう対策、対応をしますというようなことであるとか、湧水量が非常に多い、一旦止めますとかというようなものも、全部この管理フローのチャートに従ってやっていくということになります。

そういったところから、今度は我々流城市町に情報が下りてくるということになります。

○議長（原口康之君）

篠崎議員。

○２番（篠崎朗子君）

水資源は、やっぱり本当に大切ですし、自然のものというのは一度壊れてしまったら、そんなすぐには元に戻らないものなので、これからも見守り続けていただきたいと思います。

○議長（原口康之君）

ほかは。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（原口康之君）

それでは、ほか、報告以外でも少し質疑があったらお願いします。

鈴木議員。

○７番（鈴木長馬君）

中東の情勢によりまして、ビニール製品とか、そういうものの需要が逼迫していると思うんですけど、ごみの収集袋につきまして、牧之原市はどのような状況か、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（原口康之君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

今、全国的にというか、県内でも売り切れとかいうので、市町によっては指定袋でなくとも当座はいいにするとかいう話が出ていますが、牧御の保全センター、それから吉牧についても在庫は十分あります。

特に牧御のほうは、保全のほうは、一年分発注をかけて倉庫に山のように眠っていますので、全く大丈夫。

そういった情報で、一人の方が、本来なら１袋買うのを２袋、３袋買っていっちゃうという、その連鎖が、お店から消えるというところになっているので、通常のとおり買っていただくのが一番問題なくいけると。

吉牧については今月末に後半部分の袋の発注をかけるということですので、今年度前半の分は十分にあるというふうに聞いていますので、お店のほうに私のほうから両方の組合に指示しまして、まとめ買いといいますか、衝動買いを避けるようにというようなことで、

いわゆる在庫は十分にあるので心配なさらずにというようなことで、通常買いを促すような、そうした周知をしていきたいというふうに思っています。

○議長（原口康之君）

よろしいでしょうか。ほか。

絹村議員。

○9番（絹村智昭君）

先日、静岡新聞でちょっと載っていたんですけど、荒廃農地の関係で、某会社とマッチングを牧之原市がしたということで静岡新聞に掲載されておったんですけど、どういう企業なのか、実績等を教えていただければ。それで今後の見通しを教えていただければありがたいです。

○議長（原口康之君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

先日行ったのは、詳細はまた担当のほうから説明させますが、実は今から約7、8年前かな、市内の茶農家さん、製造農家、それから市内の茶商さん、細江の川村翠香園さんと組んで、荒廃農地を何とかしたいという農家の思いがあって、農家も自分の隣に荒廃農地があると耕作しにくいですね。なので、そういった面で農家の方が、そのときは約一反、300坪ほどですが、その荒廃農地を農地を復活させる、リメイクして、お茶の栽培をできるように荒廃農地を解消した茶畑を作ったんですね。

それを普通に混ぜて売っちゃうと何もならないので、荒廃農地を正常に戻したお茶というようなことでクラウドファンディングで、ファンといいますか、理解していただける方に、そこのお茶を買ってもらおうというか。例えば1万円入れたら、クラウドファンディングで。じゃあ500グラム製品を返礼品として渡すとかいうので、100人ぐらい集まったそうなんです。

そういったものがあって、それから止まっていたんですが、どんどん今、耕作放棄地が増えていて、牧之原市も一時期は2,000ヘクタールを超える茶畑があったんですが、5年前の農林業センサスで調査したところ、1,600ヘクタールぐらいまで減少しているんですね。今年度、秋頃に結果が今度は出るんですが、2025年の結果が出るんですが、1,000ヘクタール近くまで茶畑の面積が減っているのではないかとというふうに予測をしています。

その分、いわゆる荒廃農地が増えているという状況で、斜面は乗用が入らないのでしょーうがないんですけど、平らなところの耕作放棄地は何とかしたいよねというので、また、そのお茶農家さんが、もっと多くの茶農家さんにも、お茶の生産家にも関わってもらって、出口はこの間の会社、FACTさんというのは広告宣伝会社で、いろんな企業からの宣伝広告を受けているので、いわゆる企業さんに、そういったお茶を買ってもらって、環境に配慮した、荒廃農地を復活させた茶畑からできたお茶だというようなものを、企業さんへ買ってもらう、そういうルートがあるというんですね。なので、そのマッチングは我々がやりますということですね。

それから、その広告宣伝会社のオフィスの中にはカフェを作って、その荒廃農地から再生したお茶のカフェを出して、そこで飲むこともやりますよと。

あと、市は、じゃあ何をするかという、いわゆる農地の、耕作放棄地の情報、こうい

ったものを誰の土地であるとか、ここを作りたいという農家の、やってもいいよという人たちのマッチングをして、そこを契約してもらって、貸借の契約をしてもらって耕作をしてもらう。

様々な耕作放棄地を解消する補助金の制度もあるんですね。そういった補助金の制度を情報を流して、マッチングをさせて、そこで別もみじゃないですけど別に製造して、荒廃農地からできたお茶というのを柱として販売戦略で広げると。

なので、普通より高く売れるんじゃないかというか、売れるというか、そういった価値観、価値をつけて、付加価値をつけて売りたいということで協定を結ばせてもらったということです。

もし補足があったら。

○議長（原口康之君）

お茶特産課長。

○お茶特産課長（大石寛之君）

補足になります。株式会社FACTという会社なんですけれども、静岡県内で広告の実績等々もいろいろありまして、一番有名なところでありますと伊東市で行われていますまくら投げ大会、地域おこしイベントでやられております、そちらのほうを主催して、いろいろと地域おこしのほうをされたということで、今回につきましては先ほど市長もおっしゃられたとおり、過去にお茶のこういったクラウドファンディング事業をやられて、いろいろと皆様の注目等をいただいたということで、牧之原市で、もう一回やってみたいということでお話がありまして、協定を結んだという経緯であります。

以上になります。

○議長（原口康之君）

ほかは。

木村議員。

○12番（木村正利君）

私のほうからは、前回の4月17日のときに、台風15号に伴う竜巻災害の対応状況ということをご報告いただきまして、そのときもお話しさせていただいたと思うんですが、定期的に進捗状況を踏まえて、またご報告いただければという話を出したと思います。

そうした中で、近年ではNHKで、いよいよ公費解体ができるという報告もニュースで出ていますし、また、そういう状況を踏まえて、定期的に1か月に1回でも、その後の状況をということで、市長、そこら辺のところの対応についてお聞きしたいなと。

○議長（原口康之君）

杉本市長。

○市長（杉本基久雄君）

1か月に一度は、やっぱりこうした形で、今ご意見があったように情報提供することは、本当、やぶさかでないし、やるべきだなと私も思いますので、あと、担当のほうから答えさせますけれども。

先日、NHKとか各社で報道されたのは、公費解体が始まったと。やっと始まったといえますか、そういったことで報道されました。

なぜ、公費解体がここまで遅くなるかということなんですけど、静岡新聞でしたか、出

ていましたけど、非常に公費解体までに至る手続、税金を使うものだから仕方がないんですけど、非常に手続が複雑といいますか、多岐にわたるんですね。

一つ問題なのは、家の中に家財があつては駄目、それから家電があつては駄目、エアコンがあつては駄目、全部出せと。出さないと入らないというようなことなので、公費解体を頼むとなると、そこまで出さないとできないというと、また、ほかの業者なりを頼んで出してもらわなきゃならん。またお金がかかるわけですね。そこら辺が、やはり僕は問題があるんじゃないかなと。

なので、全壊家屋としたら、一般の方が入って出し入れするというのは危険な状態ですから、そういった危険な状態のときには公費解体の中で解体しながらやってもらうというようなこともありじゃないかなと思うので、今問題を、幾つか課題があるので、それを整理して、国のほうに制度の見直し、これを要望したいというふうに考えていますので、今、そういったことで公費解体が遅れているというのが一つ。

それからもう一つ課題は、公費解体とか自費解体も含めてなんですが、瓦礫が出ますよね。瓦礫の運搬処分、これも公費解体になるんですが、今、公費解体が遅れています。来年の3月までに終わらないと環境省の補助金の対象外になっちゃうんですよ。これは何でかということ、本当に通常の公共土木災害とか農業災害というのは3年間予算がついてくるんです、発災後。3年間に分けて。ですから、繰越まで行けると4年間で復旧できるんですけど、竜巻災害、今回の災害の瓦礫、地震、風水害、全部含めてなんですが、環境省の瓦礫の処分って、その補助金は単年度予算なんです。そこで全額取っちゃう。

なので、令和7年度予算なんですね。今、繰越しで令和8年度をやっている。3月までに終わると、時効になっちゃうので、だから駄目って言っているんですけど。だから僕は、それはおかしいんじゃないのと。通常の公共土木災害と同じように年度を分けて予算計上すればいい話で、そこら辺がやっぱり問題があるんじゃないのと。

いわゆる数が少ないので、そういうことになっているのかもしれないんだけど、そういった制度自体も問題があるので、国のほうに僕が要望した罹災証明の調査、被害認定調査、あれも非常に複雑なので、これについては今、国が予算をつけて調査方法の見直しをやるということを行っているので、やっぱりこれを契機に、国の制度がまずいところに関しては、どんどん要望して改正してもらおうようにしていきたいというふうに思っております。

じゃあ、担当のほうから。

○議長（原口康之君）

福祉こども部長。

○福祉こども部長（河原瑞穂君）

先ほどの月に一回程度、進捗報告をということで、ちょっと一つなんですけど、こういう全協の場で、例えばこの間、4月17日の全協のときにやったような、ああいう資料を出して、質問対応で私たちのほうが答えるのがよいのか、あるいはペーパーは月に一度出します。それでよろしいのか、その辺を少しお伺いしたいなと思うんですが。

○議長（原口康之君）

木村議員。

○12番（木村正利君）

やはり、日々いろんな問題が、諸問題が、被災とか罹災されている方というのは、日々

ずっと継続されているものですから、私的には、例えばこの前、資料の中では、要は義援金の配布のことも載っていきまして、それも配布されているということも、やはり市民の方が待っている状況の中では、そういう状況も、この前、罹災、うちもそのところで義援金のほう、振り込んでいただいたものですからね、やはり、そういう状況も今、どういう形で動いている、市民の方にも、その地域の方、例えば今回竜巻災害においては、同じところであっても罹災されている方と受けていない方と、混在しているわけですね。そうしたときに、やはり情報共有ができることによって、ほかの方も、壊れているだけに、なかなか言いづらい面があるんですけど、今こういう形で行政的にも進んでいるよというのは、そういう意味でペーパーで出していただいて、それは困った方に伝わっていくというのがいいことかなと私は思っているものですから、私的には定期的に状況を、月ごとに進捗状況を教えていただいたほうがいいかなということなんです。

○議長（原口康之君）

すみません、今の件ですけど、少し議会、全体のほうで報告に関しては検討してご報告したいと思いますので。よろしくお願いします。

○市民生活部長（原口克也君）

先ほどの公費解体の関係なんですけど、やはり人様の財産に手をつけるということで、財産権とか所有権を尊重しながら進めているというところがありまして、どうしても時間がかかってしまったという側面があります。

現時点で、まだ公費解体とか応急修理の申請をしていない方がいらっしゃるものですから、その人たちを対象に、ご意向を確認するための通知を近々出しまして、今年度末の完了に向けて進めていきたいと思っております。

○議長（原口康之君）

ほかは。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（原口康之君）

ないようでしたら、私のほうから1点。

少し一番茶のところでも出ていたんですけど、重油等の市内への入ってき具合というか、漁業者からも毎日出られないような、期間を限定しているようなことも伺っているんですけど、その辺の入荷具合というか、その辺教えていただければありがたいかなと思います。

お茶特産課長。

○お茶特産課長（大石寛之君）

お茶のほうにつきましては、すみません、具体的な量的なものについては、まだ現状把握しておりません。

ただ、お話を聞いている限りですと、一番茶につきましては何とか乗り切れるというお話を、大体、お話を聞いているところです。

ただ、課題となっているのは二番茶以降、この状況が続く場合については、ちょっと考えていかないといけないということでお話をいただいておりますので、今後、情報のほうを収集しまして、またご報告できればと考えております。

○農林水産課長（福代学君）

漁業者につきましてはですけども、4月中旬以降、重油のほうは、あまり需要がないと

ということで、むしろ軽油という形で不足していたということなんですからけれども、4月の中旬を過ぎまして、こちらのほう、入荷がされるようになったということで、価格の面の心配はありますけれども、軽油のほうについては確保はされているということで確認が取れております。

3 議長・関係議員・委員会報告 (1) 会議等の結果

○議長（原口康之君）

それでは、最初に私のほうから。

4月17日、行政視察受入ということで、焼津市さんのほうから受け入れて、私のほうが対応いたしました。

4月18日、ジャパンラグビーリーグワン2025-26ホームゲームについて、これも私のほうが参加して応援してきましたが、応援のかいなく敗戦をしてしまいました。

それで4月23日、第109回東海市議会議長会定期総会が静岡のほうでありました。内容については議案が10件上がりまして、その中には各東海4県の要望が提出され、その中の1件として静岡県代表として牧之原市の災害復旧、被災者支援に関する制度の見直し等についてということで、提出をいたしました。

それから4月26日、第48回さがら草競馬大会が開かれ、参加された皆さん、ありがとうございました。

4月30日、御前崎港整備促進期成同盟会の監査があり、数字等監査と相違ないことを確認しております。

5月7日、名古屋市議会議長訪問ということで、今年、名古屋市の議長さんが全国市議会議長会の会長に立候補されるということで、ご挨拶に見えられ、対応いたしました。

5月13日、焼津市制75周年記念式典が開かれ、私のほうが対応いたしました。

それから5月17日、図書交流館「いこっと」開館5周年記念式典とイベントということで、正副と各委員長が対応に当たっております。

以上です。

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

私のほうから、監査委員の報告をさせていただきます。

4月24日に例月現金出納検査を行いました。一般会計及び特別会計、水道事業会計、坂部財産区特別会計の検査を行いました。特に問題はございませんでした。

そのほか、住民監査請求について2件、報告させていただきます。

1件目でございますが、坂部、板倉氏より出されておりました義務教育学校の建設事業費に関する業務委託契約に関するものでございますが、こちらに関しては、1回目に関しては却下をしておりますけれども、2回目は受理して審査、調査した結果、棄却いたしました。これに伴って弁護士と相談、文書対応をお願いしておりますので、これが先週、総務建設委員会協議会において説明があった予備費の充当に当たっております。

続きまして2件目は、細江の大石昌仁氏ですね。前回、総務建設委員会のほうにも請願を出された方でございますけれども、こちらに関しましては令和6年度の自治振興事業費等交付金についてということで請願を出されましたけれども、こちらは1回目、期限切れ

というところで、内容については榛原と相良の区に分配されている費用の配分基準、これが不明確だという理由で出されておりますけれども、期限が1年間を過ぎているということで、こちらのほうは、1回目に関しては却下いたしました。しかし、その後すぐに2回目の同じ内容で、令和7年度のを提出してきておりますので、これについての対応は、現在、事務局と弁護士とを交えて今現在検討中というところでございます。

以上です。

○議長（原口康之君）

ほかは。

副議長。

○15番（谷口恵世君）

4月30日、榛原総合病院組合例月出納検査がありました。全て適正に処理されております。

以上です。

○議長（原口康之君）

ほか、関係議員報告、ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

3 議長・関係議員・委員会報告 （2） 議会運営委員会

○議長（原口康之君）

なければ、議会運営委員会、お願いします。議会運営委員長。

○11番（加藤 彰君）

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

5月7日、6月定例会についてということで、資料1になります。

報告が2件、承認が2件、議案が5件ということであります。そのうち承認2件と議案第32号については6月11日の議決ということになります。そして議案第33号から第36号までは最終日、6月26日に議決ということになりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

次に、委員会付託につきましては、議案第33号と第34号は総務建設委員会への付託となります。

次にイ、その他になります。

予算決算委員会条例改正（案）についてであります。こちらについては事務局のほうでお願いします。

○議長（原口康之君）

事務局。

○事務局総括主幹（原口亨君）

それでは、資料2-1と2-2をご覧くださいと思います。

まず、資料2-1ですが、牧之原市議会委員会条例の一部を改正する条例ということで、今回、予算決算常任委員会ということで設置をしたいということで、検討をこれまでしていただきました。委員会条例の中に常任委員会、それから議会運営委員会ということで規定がございますので、その中に予算決算委員会を追加するという条例改正となります。

それから、資料２－２は新旧対照表ということで、現状の委員会条例、それから改正後の委員会条例ということで比較ができるようにしてございます。

条例改正になりますので、現在、市のほうの法令審査委員会のほうに出させていただいて、そちらで一度審査をしていただいて、６月定例会に議員発議ということで条例の改正を提出していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（原口康之君）

加藤委員長。

○11番（加藤 彰君）

今の説明に少し付け加えさせていただきます。

予算決算委員会は16人ということであります。前回、全員協議会の中で、この件についてご報告をさせていただいた際、議長の取扱い、また監査委員の取扱いについて、どうなんですかということを聞かれておりますが、基本的にはこれまでと同じような形で委員会を設けたいと考えますので、16人ということをお願いしたいと思います。

それでは次に、令和８年度議員研修会についてという部分になります。資料３－１のほうをご覧くださいと思います。

まず、一つ目の目的と二つ目の根拠につきましては、後ほどご確認をいただければと思います。

３の実施方法のまず一つ目、対象者、それについては全議員を対象ということをお願いいたします。

そして二つ目の、内容です。課題をどう捉えるかということでもありますけれども、一つ目、決算と予算の連動による政策サイクルの構築を図るというようなことを課題として捉えたいと。講師としては青森大学の佐藤教授をお願いしたいと思います。それから日にちは７月９日、１０日、８月１２日、１３日、そして９月１０日、１１日ということで、いずれも委員会等が予定されている日、その日の午後というような形になりますので、ご承知をいただきたいと思います。

そして二つ目、議会としての総合計画への向き合い方などの知識を深め政策形成力を高める、につきましては、静岡産業大学の学長である小泉祐一郎さんをお願いしたいと思います。現在、７月１７日で調整をしているということでございます。ちなみに小泉学長につきましては、市の総合計画審議会の会長をやられているということでもあります。

続いて、その下を見ていただきまして、令和８年度議会運営委員会視察研修（案）についてということでもあります。

まず、視察先は岩手県滝沢市議会、もう一つが、同じく岩手県奥州市議会を予定しております。日程につきましては７月１日、２日ということをお願ひしている途中であります。課題設定としては、決算と予算の連動による政策サイクルの構築を図るといった内容でございます。その視察先のほうで、その体制であるとか、体制づくりの在り方とか、進め方とか、そういったことについて学んでいきたいと、そのように考えております。

次に、議会報告会当日の役割分担についてということで、こちらは資料４のほうになります。４－１をご覧くださいと思います。

こちらについては、皆様のほうの都合を聞きながら決めてきているものですから、また後ほど、ご確認いただいて、当日この役割分担をお願いしたいと、そのように思います。

それで、もし、万が一ちょっと体の不調とか、そういったことで遅れるとか、ちょっと来れないとかという場合には必ず、榛原のほうは私のほうで、そして相良のほうについては松下副委員長のほうにご連絡していただきたいなど、そのように思います。

次に、会派についてということで、こちら資料5になりますけれども、この全員協議会が終わった後、議会改革特別委員会の全体会を行います。その中で少し、このペーパーについては触れたいと、そのように思います。

次に、災害等有事の際の取り決めについてであります。こちら資料6になります。資料6のほうをご覧くださいと思います。

災害等有事の際の取り決めについて（案）ということで、白丸で以下、A-1からA-4については前回、4月17日全協で報告済というものが、そのまま載せてあります。確認になりますけれども、論点としてはこういうのがあって、取決としてはこうしましたというものの確認になります。

ちょっと抜粋でありますけれども、受理済とはというところについては少し確認を、もう一度しておきたいと思います。一般質問通告書が事務局での形式・内容確認を経て「問題なし」と判断され、議長へ提出された時点で、通常は議長による正式な「受理」となるというふうに考えていただきたいと思います。なお、質問順序は、通告書の提出順とするということで、これまでどおりであります。

それから、次のA-2の論点のところを取決のところをご覧くださいと思います。議会運営委員会は議員の意見の対立等を最後に調整する法的な場であるとされている。当委員会の意思決定（判断）はどうあるべきかについては、全会一致を原則として進めてきております。そして、ここについては新しく考えていく部分でありますけれども、重要な決定については、審議結果報告と理解を求める場、全員協議会の場になると思いますけれども、速やかに設けることを基本としたいと思います。

次のページに移って、裏面に移っていただきまして、A-3のハラスメントの関係になりますけれども、こちらについては、まだ具体的にどういうふうに進めていくかということの検討は済んでおりませんが、ハラスメント防止条例制定に向けた検討に着手していきたいと、そのように考えております。今後において進め方については、また皆さんにご報告なりご相談の協議をしたいと、そのように思います。

災害等有事の際の取り決めについては以上でございます。

それから、議会改革特別委員会全体会ということで、こちらについては全協の後、行いたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

そして、その他のところで何件か、防災訓練からカレンダー機能の同期までありますけれども、こちらは事務局より、その他のところで説明をお願いしたいと思います。

議運の報告は以上でございます。

3 議長・関係議員・委員会報告 (3) 総務建設委員会

○議長（原口康之君）

次、総務建設委員会。名波委員長。

○10番（名波和昌君）

総務建設委員会ですが、前回も一部報告しましたが、4月17日に総務建設委員会を開催

しました。所管事務調査について協議を進めております。

5月13日、同じく総務建設委員会を開催いたしまして、所管事務調査の中で政策提言の柱を三つ確定して、さらに市民会議の日程調整等を進めております。

総務建設委員会では以上でございます。

もう一点、委員会ではないんですが、5月27日、28日に予定をされております合同協議会ですが、内容、案件がそれほど多くないということで、5月27日、一日で、合同協議会総務建設委員会、文教厚生委員会をやっていきたいと考えております。また、時間は現在、LINE WORKSでは9時半開始になっていますが、9時からという形で進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

3 議長・関係議員・委員会報告 (4) 文教厚生委員会

○議長（原口康之君）

文教厚生委員会、松下委員長。

○13番（松下定弘君）

文教厚生委員会の報告をいたします。

まず、5月9日土曜日ですが、榛原健康福祉センターさざんかにて、令和8年度NPO法人精神保健福祉みどり会総会に出席いたしました。文教厚生委員長として祝辞を述べてまいりました。

続いて5月12日火曜日ですが、正副委員長と榛原福祉総合センターにて健康推進課と次期勉強会についての打合せを行いました。それに伴いまして、5月13日、相良庁舎4階大会議室において、文教厚生委員会協議会を開催した後、4件の事案説明を確認した後に委員会を開きまして、前日の健康推進課との報告、また勉強会の日程確認を行いました。予定としましては、5月27日水曜日の午後の予定をしております。

5月17日、日曜日、議長と重複しますが、図書交流館「いこっと」にて開館5周年記念及び来場者50万人達成記念セレモニーが行われ、文教厚生正副委員長が参列いたしました。同日、記念イベントも賑やかに行われております。

5月18日、19日、21日の3日間は市民への議会報告会で、文教厚生委員会の報告を行います。

先ほど総務建設委員長のほうからお話がありましたように、5月27日、28日の両日が常任委員会合同協議会の予定でしたが、5月27日の一日となったことを改めてお知らせいたします。

文教厚生委員会の報告は以上になります。

3 議長・関係議員・委員会報告 (5) 議会広報特別委員会

○議長（原口康之君）

次、議会広報特別委員会、絹村委員長。

○9番（絹村智昭君）

議会広報特別委員会です。

4月21日、22日、30日、5月1日、11日、12日と委員会を開催させていただいております。

す。内容としましては、議会だより「かけはし」第82号の編集、構成をやり、次いで5月15日発行に至っております。

また、併せてリニューアルについて、今検討しているところでございます。さらに現在、視察先のほうを検討している状況であります。

以上でございます。

3 議長・関係議員・委員会報告 (6) 議会改革特別委員会

○議長（原口康之君）

次は、議会改革特別委員会、お願いします。副議長。

○15番（谷口恵世君）

議会改革特別委員会です。

4月17日、全体会を開催し、SOUNDカードを使って会派制について協議をいたしました。

それから5月13日、議会改革特別委員会Aグループを開催しまして、前日でしたが、視察研修の確認等を行いました。

5月14日、15日、Aグループで取手市、戸田市へ視察に行っていました。ちょっと体調不良等のあった方もいらっしゃいましたが、両市とも大変有意義な視察を行い、今後、スピード感を持って牧之原市に合った議会改革のDXを取り入れたものを推進していきたいと思っております。

以上です。

4 協議事項

○議長（原口康之君）

それでは、協議事項ということで、特になんということ。

5 その他 (1) 議会防災訓練（総合防災訓練）（案）について

○議長（原口康之君）

では、5番、その他ということで、(1) 議会防災訓練（総合防災訓練）（案）についてをお願いいたします。

事務局次長。

○事務局次長（萩原美保君）

議会の総合防災訓練についてお伝えします。

市の総合防災訓練が前年度と同様6月に実施をしますので、議会の総合防災訓練も同じく6月に実施したいと思います。

実施日時ですが、6月28日、日曜日、午前9時からお昼くらいまでを予定しております。

訓練内容につきましては、昨年度と同様、タブレット端末を使用した訓練を実施する予定です。詳細につきましては、次回、6月24日の全協でお知らせします。

以上です。

5 その他 (2) 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙における団体

推選候補者の届出について

○議長（原口康之君）

（２）静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙における団体推選候補者の届出についてをお願いいたします。

事務局次長。

○事務局次長（萩原美保君）

静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙における団体推選候補者の届出について、資料７をご覧ください。

広域連合の事務局長から、議会議員選挙の告示の通知がありましたので、お知らせいたします。

こちらにつきましては、市議会議員の枠で３名おりまして、その３名が辞職等によりまして現在欠員となっております。

５月１７日から５月２３日まで、候補者の届出の受付をしております。もし、候補者が３名を超えた場合には、各市議会のほうで選挙をすることになります。

詳細につきましては、通知がまた来次第、皆様に周知させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

５ その他 （３） 職員のノーネクタイ等通年化（通年輕装勤務）について

○議長（原口康之君）

（３）職員のノーネクタイ等通年化（通年輕装勤務）についてをお願いいたします。

事務局次長。

○事務局次長（萩原美保君）

職員のノーネクタイ等通年化（通年輕装勤務）について、資料８をご覧ください。

市では昨年の５月から３月まで、年間を通じて軽装勤務を試行的に実施しておりました。今年、令和８年５月から通年の軽装勤務に移行することとなりましたので、お知らせいたします。

以上です。

５ その他 （４） カレンダー機能の同期について

○議長（原口康之君）

（４）カレンダー機能の同期についてをお願いいたします。

事務局。

○事務局書記（増田奈菜子君）

LINE WORKSカレンダー仕様変更及び機能追加について説明させていただきます。資料９とございますが、今からタブレットを実際に操作しながら見ていただきたいと思いますので、お手元の資料、LINE WORKSカレンダー仕様変更及び機能追加についてをご覧ください。

LINE WORKSのカレンダーについて、利便性向上のため仕様を変更させていただきます。

今から事務局の説明に沿って、各自操作をお願いいたします。

また、これにより新しくできることが増えたため、併せてお知らせをいたします。

まず操作についてですが、資料の 2 ページ目、3 ページ目をご覧ください。

まず、実際に L I N E W O R K S を開いていただいて、カレンダーをお開きいただきますようお願いいたします。カレンダーを開きましたら、左側のマイカレンダー、トークルームカレンダーと表示されている箇所があります。これをそれぞれ開いていただきたいと思います。下のくの字になっている部分を押していただくと、それぞれマイカレンダーとトークルームカレンダーの詳細が開くと思います。

ここまで、よろしいでしょうか。

開きましたら、トークルームカレンダーに現在チェックが入っていると思いますので、このチェックを外していただきたいと思います。チェックを外すと、今表示されているカレンダーが一旦消えるかと思えます。一旦消した後に、今度はマイカレンダーのほうをご覧ください、議員&議会事務局（R 8． 5． 1 8 ～）と書いてあるカレンダーにチェックを入れてください。そうすると、消えた予定が再び入ると思います。

では、すみません、続けて説明させていただきます。

今、表示を非表示にしたトークルームカレンダーは、いわゆる会社のカレンダーとなっておりまして、議員の皆様が自由に編集をできなかったり、予定を抽出するということができない設定になっております。

しかし、今選択していただいて表示したマイカレンダーは、議員の皆様が予定を自由に抽出して、グーグルカレンダーやアウトLOOKのカレンダーなど、ご自身が使う別のカレンダーアプリに予定を移し替えたりすることができるような機能が追加されております。そのため、今後、L I N E W O R K S のみならず、ご自身で管理しているカレンダーアプリに予定を反映させたりしまして、皆様の利便性向上のために、このマイカレンダーを使っていきたいと考えております。

変更するのは表示、閲覧するカレンダーを替えることのみで、カレンダーの閲覧方法や操作方法自体に変更はございません。今後は、このマイカレンダー、議員&議会事務局（R 8． 5． 1 8 ～）と書いてあるところから予定を閲覧いただくよう、お願い申し上げます。

続いて 2 番です。機能追加についてです。

先ほどご説明させていただきましたとおり、L I N E W O R K S のカレンダーに入っている予定を抽出して、グーグルカレンダーやアップルカレンダーなど、ほかのカレンダーアプリに予定を反映させることができるようになりました。これにより、L I N E W O R K S 以外のカレンダーでも議会の予定が閲覧でき、スケジュール管理が容易になるかと思われます。

おのこの使用しているカレンダーのアプリが異なるかと思われますので、この L I N E W O R K S のカレンダーに入っている予定を抽出し、ほかのカレンダーアプリに反映させる方法については、個別にレクチャーをさせていただきたいと思います。もし、ご興味のある方、ほかのカレンダーアプリを使っている方は、ご自身が使用するカレンダーのアプリをご用意した上で、事務局の増田にご相談ください。

最後に注意点になります。

この仕様変更に伴い、本日、令和８年５月18日以降は、マイカレンダー、議員＆議会事務局（R 8. 5. 18～）に新規の予定を追加してまいります。本日以降は必ず、このマイカレンダーから予定を確認いただきますよう、お願い申し上げます。また、現在使用しているカレンダー、トークルームカレンダーの議員＆議会事務局については更新を停止し、一定期間終了後に削除する予定でありますのでご注意ください。

事務局からの説明は以上です。

○議長（原口康之君）

ありがとうございました。以上になります。皆さんのほうから、何かあったらお願いします。

篠崎議員。

○２番（篠崎朗子君）

すみません、会派について伺いたいんですけれども、ずっと、やるということで進められているようなんですが、前年度、前回の４年間の中で、何かやりますというふうに決定した議事録は見つからず、あと、改選後ということで継続性の原理というものが議会では存在すると思うんですけど、その点について、ちょっと納得できるように説明していただけるとありがたいんですけれども。

○議長（原口康之君）

加藤委員長。

○11番（加藤 彰君）

まず、根拠としては、議会基本条例にあるということですね。できる規定があります。ただ、できる規定はあるんだけど、具体的な運用については定められていないんですね。その内容が定められないと、できる規定があってもスタートできないということですね、まず。それが大前提です。

それから、じゃあ、決められていない内容が何かというと、何回か説明しているとおり、一人会派がどうか、二人会派以上ないと駄目だとか、あと、例えばこの議会改革特別委員会のほうでやりますけれども、これまでの説明で委員会中心主義とか、委員会中心主義というのを、どう捉えていますか。ちょっと逆にお聞きしたいんですけど。

○議長（原口康之君）

篠崎委員。

○２番（篠崎朗子君）

委員会の中で、まだ６か月なので何とも言えないところもあるんですけど、委員会の中で十分にいろんなことが、政策提言なり、議論もできているのかなという気はするんですけど。

○議長（原口康之君）

加藤委員長。

○11番（加藤 彰君）

委員会中心主義というのは、それしかないものですから、委員会中心主義という形しかないということですけどね。それは、例えば常任委員会が二つありますね。総務建設委員会、文教厚生委員会、そして特別委員会が、現在、広報特別委員会、議会改革特別委員会がありますね。場合によっては、改選前には総合計画の特別委員会みたいなものもありま

した。

そういった中で、その委員会に一つは任せているということです。委員会主義というのは。だから、全員で話し合っただけでも委員長の報告がありますね。その委員長報告のとおり、皆さんが賛成するとは限りませんよ。限りませんけれども、委員会でしっかり話をして、それを報告してもらって、全議員が集まったところ、本会議場で採決するというのが流れですね。

ですから、委員会中心主義というのは、基本的にはそういうことです。

ですから、改選前に議会改革特別委員会で会派について話しましょうねと。DXについて話しましょうねと。DXについて話していた内容で、今やっているんじゃないですか。進めてきていると思いますよ。前回、話をしたDXを踏まえて、今回もやっていると思います。それを否定して、またやっていくということはないと思います。

もう一つは、DXをさらに進めていくためには、どうしたらいいかということで、細かい部分を今詰めているんじゃないでしょうかね。分かりませんが。まだ、そういう全体の報告がないものですから分かりませんが。

会派については、一人会派が駄目だという人もいたし、一人会派がなくては会派にならない、一人会派も必要なんだというようなことの議論があったようです、前は。けれども、改選前にBグループというところで話をした中では、一人会派はやっぱり駄目だよと決めました。

さらに言えば、恐らく大きな議会とか、大きなというよりもほかの議会では、例えば具体的に言うと、議運のメンバーは、大体会派から出しているんですね。会派から構成しています。議運を。

もうちょっと逆に言うと、例えば篠崎議員が議員になりました。そのときに単純に席順というのが決まっちゃいますよね。ところが、正副議長が決まりました。その正副議長が15、16になりますよね。すると、それでもって最終的に総務のほう、文教の委員会が決まります。単純に決まりますね。

そうしたら、今度はその中で、次に総務の委員長、副委員長を出しますね。文教も出しますね。そうしたら、その出たところで初めて、その二人、二人と、正副議長と、あと総務のほうから一人、議運のほうに入ってくるという仕組みですね。それを変えないということも決めました。前回のときに。

だから、運用上は変わっていることはないんですね。けれども、この間も説明したとおり、議会の中での討議、そういったものが少し弱いんじゃないかなとか、さらには議員発議とか、それから政策提案と政策立案みたいな、そのものが、政策立案というのは、ほとんど行われていません。政策提案は委員会の中で行われています。それは年によっては年に一回、場合によっては二年に一回というような形でできていますね。けれども、そういったものがもう少し充実してもいいんじゃないかという意見があったんです。

でも、それを充実する方法としては、会派が一つあるわけですね。でも、もう一つは、会派の中でそれを出すかどうかというのは、会派ができてみなければ分からないですね、正直。会派の皆さんが考えることです。

もう一つは、会派があるから入れというわけじゃないですよ。会派に入りたいければ入ってもいいと。だけど、会派に入るという意味は、ここはこれから話になりますけど、

基本的には議員になった以上は、こういうことを何とか進めていきたいということがあるわけですね。そのために、一人じゃできないわけですよ。一人で頑張ってもなかなか難しい。だけれども、それを二人、三人となつて、こちらにある議会のほうの会派のほうと二人、三人と、話をして、もし、八人、九人、十人となれば、少しでもその提案、自分たちが考える政策が実現できる道ができるわけですね。

だけど、必ずしもそれを市にぶつけたところで、市がやらなければできませんけどね。でも、今度行く奥州市議会では、そこを、提案を議決みたいにした形にして市へ出しているというのがあります。それは、さらに提案の力というか、その質を上げる、質というよりも力を上げるためにそういう方法を取っていると。ただ、そういうところは、まだ全然決めていないですね、うちの議会では。

さらに言えば、大きなところで、今ちょっと浮かんでこないんだけど、会派ができるメリットがどうだとか、デメリットがどうだとかということは、僕も前回の意見を全部見ていますので、整理したものしか分かりませんが見ていますので、その中で、メリットというのは一つは、やはり政策提言ができるということとか、その会派の中での討議が、討議というか、そういう話合いができて、それを議会の中に持ち込むことができるとか、ということがメリットじゃないかなというのは出ています、実際に。そうかなと、自分も思います。

だけれども、大事なのは、住民福祉の向上を図るといったときに、会派というものができる規定があるのに、あるのにできないというのは、運用するためのルールが決まっていないということですね。そのルールを示しているだけです。

だから、やるかやらないかは、そのルールを見てもらって決めるしかないですね。

入る、入らないということと、会派を否定することは違うじゃないですか。会派というものは、いろんな学者とか、そういうのを読ませてもらった中でも、会派が全面的にいいという考えではないというのもあると思います。だけれども、現実的に会派というものがある市議会のほうが多いですね。多い。それは、必ず議会運営をする上でメリットがあるということじゃないのかなというふうには感じます。だけれども、本市議会において会派は今までないから、会派で動いていないから、それは本当のメリットが何かというのは、今後、まさに自分たちがしっかりそれをつくったことによって、よくなる形にするしかないんじゃないでしょうかね。

それと、もう一点、前回いただいた意見の中であった中で、議員定数が少なくなれば会派はいらない、みたいなものがあつたんですよ。それは、今後話をしていくから、議員定数がどうなるか分かりません。それは分かりません。だけれども、委員会中心主義でやっているということは、まさに今、8、8じゃないですか。議会によっては議長は入らないとか、それから副議長は本来は入らないとかってあるんですよ。だけど、うちの議会では8、8でやっていますよね。

だから、今後まさに考えなくてはいけないのは、そういうことじゃないですか。会派というよりも、議員定数を、もしですよ、この人の意見がどういう意図で言っているのか分からないけれども、定員が少なければ会派はいらない、と書いてあるけど、これは会派だけの問題ではなくて、委員会中心主義でやっている、8人、8人とかでやっている、その部分についても影響してくるということですよ。考えなくてはいけないのはね。

だから、会派というのは、そういう目的でやっているわけじゃないということです。目的というのは、うちが考える目的というのは、政策提言とか政策立案とか、そういったところが、今まで委員会ではできなかったものが会派でもできるようにしたいねということです。

ほかに、例えば人事的なメリットは、うちのところはないですね。別に、ほかの議会では、それは調べてください。議会運営委員会へ入るのに、会派の大多数のところが入ってくる。一人会派じゃ入れないとかになっています。だけど、それはよくないでしょうと。だから、それは今までどおりの形を取りましようねというふうに決めたわけです。

そうやって決めたことが前提にあって、その上で細かいルールですね、どうしたらいい、要するに一人会派が駄目だよというのが、まだ、要綱上とか規定に盛り込んでいないんですよ。それを議運のほうではルールを決めるというのが役割ですから、それを皆さんのほうに出していく段階ですね。

それでもって皆さんが、いや、これはおかしいんじゃないとか、例えば、もうちょっとこういう考えのほうがいいんじゃないとかあれば、当然聞くということですね。それは当たり前前の話として。

だから、今は会派ありきも何も、会派ができる規定はあるんだけど、できる形がどうなのかというのが分からないから、それを話をしたわけです。

この形ならオーケーじゃないというのが報告をしたんですね、改選前に。その報告を受けて、同じ人がやっているのであれかもしれないけど、報告を受けて、それをさらに詰めなくてはいけないところを詰めているんですよ。

もう一つは、改選前の話をした中で、提言ができるよというのはいいと。だけど、一人会派で提言はできないですよ、普通。と思いませんか。だけれども、一人会派だって、とても、一人でも大事ですよ、議員として。だから、もし、一人の人が、この会派とこの会派と話をして合意が取れば出せますねみたいな話をした、そういう形も有りじゃないかという話をしました。だけど、そのことは今、正式に決めていないんですよ。そういうことは、やっぱり決めなくてはいけないというようなことが、まだ積み残したことがあるわけですね。

だから、篠崎議員が思われている会派のイメージというのはあって当然だし、それから会派が必要か必要じゃないかということも、当然、皆さん考えればいいことだけれども、先ほど言われた継続性云々という話でいけば、まさに今、ぽんと出てきた話を、今しているわけじゃなくて、いろんな意見をもらった中で、この形ができてきて、その上に、さらにここを決めなくちゃいけないというものを今、投げかけているわけですね。

その辺については、まず、理解をしてほしいなと思いますね、自分からすると。

入りたい、入りたくないというのは自由だし、もっと言えば、仮に会派がスタートしたとしても、もうちょっと見ておこう、見ておこうって変ですけど、動きを見ておこうというのだってありますよね。

さらに言えば、この会派に入ったけど、やっぱり合わないわというものもあるかもしれませんね。それだって分かりませんね。

条例上では、政策が一致すると書いてありますよね。だけど政策が一致するって、かなり難しくないですか。現実的に考えたら。だから、そういったことだってあるわけですよ。

だけれども、この政策はこの会派では重視しているし、こっちの会派のこれも、私はいい、みたいなことだってあるんじゃないでしょうかね、きっと。正確に、何か政策みたいなものを出してくるとすれば。

だけれども、そこは今後やってみなければ分かりませんよね。その人が、どの会派がいいのかとか、会派に入ったほうがいいのか、住民にとっていいのかというのは、これから考えていただく話ではないかなと思うんですね。

だけれども、今はその前の段階だから、まず、会派が形ができるとしたら、こういう形ならいいんじゃないかということですよ。

一つだけ、くどくて申し訳ないけど、確認しておきたいのは、会派が大きな力を持ってほかの意見を聞かなくなるみたいな、そういうことを心配されている面があるんですよ。見ると。だけれども、現実問題として、今度できるかということで、できる方向で行きたいと思うけど、予算決算委員会、それから各常任委員会、それから特別委員会、そういうところで基本決まってきますよね。

会派で十分議論をした中の、そういった意見が委員会へ持ち込まれたとかということはあると思うけど、基本的には議決の、予算というもので、決算は認定になるけど、予算についての議決とかという部分について、会派がどうという以前の話じゃないでしょうか。

どうぞ。

○2番（篠崎朗子君）

結局、すみません、全体像というか、流れも説明してくださっているんですけど、今の説明で、すごいよく分かったんですけど、何をどの時点でどうかということが、すごく分かりづらかったんです。

勉強してください、説明もしてくださって、こういうメリットがあります、デメリットがあります、こういうふうに決めてきました、までは分かったんですけど、これをどういうふうな、今の時点で何をどういうふうに進めているのかということと、あと、それを例えば全体としてどういう協議の仕方をしていくかとかという、そういうところの流れが全く見えてこなかったの、それであえて、ちょっと継続性の原理で出させていただいたんですけど。

なので、その協議方法ですとか、これからこういう形でやっていきますという、ちょっと詳細ですね。その辺をしっかりと示していただければ、あまり疑問を持つこともなくできると思うんですけども、ちょっとその辺を詳しくというか、分かりやすく進め方を伝えていただければありがたいと思います。

○議長（原口康之君）

加藤委員長。

○11番（加藤 彰君）

そういうふうな意見交換がしたいわけですよ。なので、当然ですけども、説明する側というのは一生懸命やっているつもりなんです。別にこの件に限らずね。それに対して分からないとかというのが、分からないけどやっぱり言えないなみたいなのはあると思います。でも、それではよくないから、今後どういうふうにしたらいいかということがありますよね。それはそれで、ちゃんとやっていきたいと思います。

その一つがSOUNDカードを使ったりというのが一つ、方法として考えているわけで

すね。

全体像が見える云々という話をすると、まず大前提として、委員会中心主義というのが一つあるよということは考えておいてもらいたいですね。じゃあ、逆に言うと、私が、広報のほうの部分について、十分分からなくちゃいけないけれども、任せているわけですね。じゃあ、私は今、文教にいるけど、総務のほうのことについては総務のほうに任せているわけですね。皆さん、そういう形でやっているわけですね。

じゃあ、全部分からなくちゃという意味は絶対否定しないけれども、なかなか難しいから、その専門、専門で分かれてやっているということですね。

じゃあ、もっと大きな、例えば県議会みたいなのところになれば、委員会と云って幾つあるんですかね。かなりの数、あるわけですね。じゃあ、その中で全部自分が分からなきゃって難しいんじゃないですか。考え方の話ですけどね。

一つは今、将来、こういう説明が欲しいよ、こういうところが分かりにくいよということを逆に言ってもらいたい。そのほうが、こちらも、そこを絞って説明できるし、説明できないこともあるし、というふうに考えていますね。

ごめんなさい、どうぞ。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

加藤議員がおっしゃることも、よく分かるんですよ。進め方の問題だと思うんですけど、会派については賛否両論があるという中で、私は会派はいらないと思っていますけれども、話し合いをしないというのではなくて、いろんな人の意見を聞いた中で決めていけばいいかなと思っています。

そうした中で、たたき台なるものが必要なものですから、加藤議員がつくってくれているものですから、これはありがたいなと思っています。こうした中で、これからいろんな意見を出していく中で、最終的には会派についての導入の賛否に関しては、全員の意見を聞くべきだなと思っています。

そうした上で、仮に全部、例えば導入しますとなれば、それはそれで従いますけれども、実際にこれが、任期が終わったときには解散するとなっていては思いますが、解散した時点で、また新しく改選があったら、今度は新しく改選した人たちで、会派については導入の賛否をそこで考えればいい。

こういった、たたき台ができていけば、一回会派をつくっているのということで、次の改選のときに全議員に諮った上で、会派を導入する、しないというのは、そのときに決めればいいし、そのときに必要ないと思えば、そのときには同意しなければいいと思うんですよ。

だから、これがずっと恒久的にいくのはよくないので、過去に決まったものをずっと固定化するというのはよくないと思っていますので、そういった部分の体制整備に関しては、私はいいかなと思っています。

とにかく、これは会派ができたからずっと行くよということはないようにしてもらいたいものですから、これからいろんな意見が出てくる中で、こういうたたき台の骨子をつくってもらっていますけれども、いろんな意見が出た中で修正をしていただけたらと思って

います。

○議長（原口康之君）

今、濱崎議員のほうから、会派制について、やるやらないとか導入するとかという話が出ているんですけど、そもそも議会基本条例の中に会派のことは、会派はできますといっている以上は、導入するも何も、会派は皆さんの集まりの合意の中でできる。できない人はできないとかじゃなくて、やらない人は一人会派なり、今までどおりやればいいということであって、その中で、やはり政策立案とかいろんなことを考える上で、みんなで、委員会より、もっと小回りの利く会派の中で勉強したいよという人たちが勉強会をやるだけですから、その辺、ちょっと認識がおかしいのかなと、私自身は思うんですけど。

その辺は個人の見解ですから、基本条例の中にできる規定があるということだけで、あとは、その人たちが各会派をつくるときに、最低二つできたとする、その運用の仕方がばらばらだと困るので、そのラインを今つくっているというだけであって、やらない人は一人会派でも、二人、今の状況だと仲間というか、一緒に勉強している仲間が多分いると思うので、その人たちと。それが、ただ会派という名前になるかどうかという部分だけなので、その辺は少し、やるやらないとかということじゃなくて、それを運用する人たちにとってのルールなものですから、その辺は、あまり否定するということはおかしいのかなと思います。

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

否定して、やらないとかというわけじゃなくて、話をしていた中で、会派やりますよと言っているじゃないですか。

それとともに言わせてもらおうと、改選前は原口議長は会派については反対していたと思うんですよ。それが、また蒸し返すからあまりよくないけれども、そういうことがあった中でも、いろいろ考え方が変わってくるのはいい、それはいいと。そういった中で私も、皆さんの意見を聞いた中で、今度、つくっていくのはいいかなと思って、決まればね。だから、それに関してやらないとかじゃなくて、今の立場を表明しているだけであって、決まれば、それは導入すれば、やっていきますよ。

だから、何でもかんでも反対しているわけじゃなくて、ただ、議員間の討議って大事じゃないですか。それを、だから真っ向から否定するのはおかしいと思うので、そこに関しては、逆にいろんな人が意見を出していくべきだと思っています。

○議長（原口康之君）

ですから、先ほどから言っているように、議員間討議は、最初に必要だということで、皆さんで話し合っていきましょうということで、今進んでいるところだと思いますので、その辺は誤解のないよう、お願いいたします。

ほかはよろしいですか。

加藤議員。

○11番（加藤 彰君）

今、篠崎議員の言われたことの一部になっちゃうかもしれないけれども、この後、議会改革の全体会、特別委員会の中で出てくる資料も見ながら解決できるところもあるだろうし、さらに分からないという点もあるだろうしということですね。そこは一つとして見て

ください。

濱崎議員の言われていることについても、そもそも極端に言いますと、会派がなくてもいいというよりも、会派は逆に役に立たないとか、悪いものだというような、極端に言う。ちょっと言葉が出てこないですけど。そうなってくると、そもそも議会基本条例のできる規定を見直さなくてはならないんじゃないでしょうかね、極端に言う。

ただ、それは継続性って変ですけど、いろんな意見を持っていて、議員、いいと思うんだけど、ただ、これまでの相良・榛原が合併して、そのちょっと後ぐらいに多分、議会基本条例ができていると思うんですけど、その中でどういう議論がされて、この条項が固まったかというのは、正直、申し訳ないけど、俺もよく分からないけれども、だけでも決まってきたわけですよ。そこが一つは、その会派だけに限らず尊重しているということですよ。尊重しているんですよ。

尊重できない部分として、ほかの項目であるのかどうかということもあったとしても、尊重しているということなんです。それで、その中で、基本的には話を進めているということになっているわけですね。

だけでも、濱崎議員が言うように、全議員が、会派そのものが、むしろそういう形は二代表制の上でもう必要ないんだみたいな話になるとするなら考えなくてはいけないんじゃないですかということですよ、これは。

だけでも、それを考えるも何も、会派をやっていないんだから、ここでは。だから、会派のメリットもデメリットも分からないですよ、はっきり言う。だけでも、できると書いてあるんだから、できる形が何かというのを今、皆さんに議論してほしいわけですよ。

できる形が、これなら、やればきっと住民の皆さんにとってもメリットがあるねとなれば会派に入るだろうし、会派をうまく使うだろうし、となるんじゃないですか。というふうに思います。

ですので、濱崎議員の言われているのが全部理解できるわけではないんだけど、当然、大きく体制が変わったりとかという中では、これが決まっているから本当にやらないといけないんじゃないかみたいなことの中では、極端な部分では会派の規定そのものを見直さなくてはいけないんじゃないですかということですね。

だけでも、その辺の運用の部分で、ここを変えたらいいじゃないという、それが、ちょっと意味が、濱崎議員の思っているのとは違うかもしれないけど、例えば、会派が代表者としての質問ができるとか、例えばですよ、会派の、大体会派代表の質問みたいなものがあったりするから、だけど今は、そういうことは全然決めていないし、だけど、そういうことが、もし決めたとしますよね。だけど、やったところ、あまりよくなかったといったら、変えなくてはいけないんじゃないですか。

そういう意味では、逆になかったものを、そういうのをやっていく方向もあるでしょうしとか、そういったものは十分、皆さんで考えていけばいいと思いますよ。

だけど、まず押さえてほしいのは、会派ができるという規定があるということは押さえておいてほしいなと思いますね。

以上です。

○議長（原口康之君）

石山議員。

○ 8 番（石山和生君）

僕も、ここの、結局条例に書いてあるというのが、どうしても誰も批判というか、書いてある。条例、やりたくても、会派を結成できると書いてあるけど、しようと思っても今はできない。ここに関しては、どう見ても現状はちょっと変じゃないですかね。僕は、会派のよしあしというのは正直、よく。自分なりには調べていますけど。

ただ、条例と沿っているかどうかという観点でいったら、4年間、過去から見て、しかもちゃんと2行も書いてあって、これ若干やっぱりおかしくないですかというのは。だって、できると書いてあるのにできないんですよ、今。そこに関して、ここは超重要なので、ちょっと意見を聞きたいなと。ここに関して篠崎議員に、せっかくなので。

できると書いてあるのにできないということに関しては、別に違和感はないですか。ちょっと聞きたいです。

○ 議長（原口康之君）

篠崎議員。

○ 2 番（篠崎朗子君）

できるというふうな表現なので、やらなければならないということではないという認識ではあるんですけども、ただ、それこそ今までの進め方ですよ。私が一番言いたいのは、その反対とか賛成とかというところは、個人的にはありますけれども、それよりも、進め方というか、今、どの時点で何を考えているのかということ、今の加藤議員から、説明がやっと聞けたという感じで、どういったところが論点になっていて、何をどうして、どこからをどう説明というか、議論していったら、そこで何をするか、みたいな流れがさっぱり分からない状態って怖くないですかね。

というところで、条例はできるというのはあるんですけども、それに対してどういう流れの中で、何をこれから議論していったら、それを実行するかしないか分からないですけど、どういう形でいうことを決めていくのかという、スケジュールではないですけど、流れというものが見えなかったの、今回ちょっと伺ったんですけども。

なので、条例に関しては、やらなければならないわけではなく、できるという認識でいます。

○ 議長（原口康之君）

石山議員。

○ 8 番（石山和生君）

ということは、できるのにできないという現状には違和感があるということですか。やりたい人、別にやらなくていい人はやらなくていいとおっしゃっているとおりで、やりたい人がつくりたいのにつくれないという、この現状には、できると書いてあるのに、やろうと思ってもできないということには違和感はあるという認識で合っていますか。

○ 議長（原口康之君）

篠崎議員。

○ 2 番（篠崎朗子君）

それも、やっぱり内容だと思っています。今、骨子を考えてくださっているんですけども、その中で会派をつくるルールの中でやったときに、それが市民にとって本当にメリ

ットがあるのであれば、私は全く違和感はない状態なんですけど。

ここからは、すみません、個人的な話です。16人という人数の中で、やっぱり、例えば会派ができた場合に代表質問とか、その中の会派の中では決まると思うんですけど、例えばそこが全部同じ賛成、反対をしたという場合に、過半数を超える会派ができた場合に、少数はどうしようもないよねとかというふうに市民の方に捉えられてしまったりとかというところで、市民へのメリットがある状態で運用できるならば、そんなに違和感はないです。

○議長（原口康之君）

石山議員。

○8番（石山和生君）

内容に関しては一旦置いておいて、そもそもできるということに関して、できない現状には。もしできないんだったら、やっぱりこれは改正すべき、できると書かないほうがいいですよ、と僕は思うし、できると一度書いて一回もつくらずに消すというのも何か違和感を感じるし、まずここ、できるのにできないに関しては、結局内容云々によって認識が変わるということですか。

○議長（原口康之君）

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

何のためにここに立っているかという、やっぱり市民のために立っているの、市民のためにメリットがあるならばやればいいと思いますし、市民にとって何のメリットもないならば、どうかなというところの認識でいます。

○議長（原口康之君）

石山議員。

○8番（石山和生君）

それは、市民にとってメリットのあるようにルールをつくりましょうという段階じゃないですか。なので、そもそも、つくる、つくらない、できる、できないでいったら、できるでいいですよ、まずは。できるのであれば、さっきおっしゃったように、どうやったら市民の皆さんの役に立つかを考えるという、そっちのフェーズに入っているということですよ。できる、できないのところで話が紛糾するような感触もあるので、まず、そこはできるという方向でいいですよ、今の話は。

できるのであれば、こういうふうな会派がいいですよという、そっちのフェーズに、もう移っているんですよ。

○議長（原口康之君）

篠崎議員。

○2番（篠崎朗子君）

それは私の意見だけでは決まらないと思うので、私は今こう思っていますということ意見をさせていただいたんですけど、ほかの方がどう考えているかということにもよります。

○議長（原口康之君）

濱崎議員。

○14番（濱崎一輝君）

できる規定なので、別に絶対やらなきゃいけないというものでもないものですから、それこそ、そのときの体制、新しい議員の体制の中で、それを導入するかしないかというのを決めればいいと思うので、それが駄目とかというものでもないと思うものですから、その部分で言うと、グレーゾーンではあるけれども、こうでなきゃいけないということを逆に決めるほうが、逆に難しいと思うので。

それは石山議員の考え方もあるし、私の考え方もあるし、篠崎議員もあるし、いろいろな議員の考え方があるので、それを同じものにするってなかなか難しい。なので、このできる規定というのは、どうにも取れるものですから、ここに関しては、そのときの体制で決めるというイメージで私はいいかんと思っています。

○議長（原口康之君）

石山議員。

○8番（石山和生君）

ここのフェーズで、止まってしまうと、何でそっちに話が進んでいるんだみたいな話に結局なるようなところがあるので、それは、まずできるという前提から、じゃあ、どういうふうな形でできるようにするのかというところが、全くないというのが問題。だから、できるであれば、こういうふうな形だったら懸念点を削除した形でできるよねという話合いのフェーズに入っているという状況だと思っているので、そこら辺を皆さんの共通認識にしておいてもらったほうがいいかなと思って発言しました。

○議長（原口康之君）

よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（原口康之君）

会派に関しては、先ほどから何度も言っているように、できるという規定があって、やりたい人がいて、やりたくないとか、やらなくてもいいよという人が二ついるということだけは事実なものですから、やらなくていい人は議論に加わらなくていいということではないと思いますので、やる人のために今ご意見を伺いたいという進め方になっていると思うので、その辺は、やりたい人のために少し皆さん全員で意見を出して、できる人のために全員で考えましょうということだと思うので、その辺は間違えないように。

この会派の議論、前回ですか、改選前のときに、そういった議論もかなりして、今決めている運用に関することに関しては先送りにされているんですよ。それを、先送りにされている部分があるので、じゃあ、やりたい人が今の段階でできないですよねということだったものですから、それでは、その部分に関して議長が議長の所信表明の中で、そこは特別委員会で進めてくださいということ、これは何度も皆さんに説明している。

それは言っていないとか、言うとかという部分になると困るんですけど、その部分に関しては、かなり説明していると思うし、その部分に関しては、先送りになった部分の運用のルールについて、今決めてもらっているというだけなものですから、会派は、運用が決まった時点でやる人がいるし、それに、ただルールをつくただけだよという人に関しては、そのままの状況で、今の状況が変わらない、変わることはないと思いますので、皆さんが心配しているようなことはないのかなと思っています。

以上です。

それでは、ほかにないようでしたら、これで議員全員協議会を終了したいと思います。

〔午前 11時00分 閉会〕